

## 福井県指定文化財の指定について

令和4年6月16日（木）に福井県文化財保護審議会が開催され、下記の文化財を福井県指定文化財に指定することについて、福井県教育委員会に答申されました。今後、7月22日（金）の教育委員会に議案を提出し、県報告示を経て、福井県指定文化財に指定することになります。

### 記

#### 【福井県指定文化財の新指定 4件】

種 別	文化財の名称	所 在 地	所有者
1	絵画	絹本著色 武曾信濃守勝融像	あわら市瓜生17-20 にちげんじ 宗教法人日源寺
2		紺絹金泥種子両界曼荼羅図	越前市住吉町1-24 ほやまじ 宗教法人帆山寺
3	彫刻	木造 阿弥陀如来立像	福井市今市町46-23 ばいほじ 宗教法人梅園寺
4	古文書	常神社棟札類	三方上中郡若狭町鳥浜122 つねかみ 常神区 -12-1 (若狭町若狭三方縄文博物館)

#### 【追加指定および名称変更 1件】

##### 旧指定時

種 別	文化財の名称および員数	所 在 地	所有者	指定年月日 指定番号
工芸品	金銅線刻菩薩像御正躰 1面 金銅線刻男神像御正躰 1面	南条郡南越前町 小倉谷73-1 おぐらだに 小倉谷区		平成2年5月8日 福井県指定第268号

##### 追加および名称変更後

種 別	文化財の名称および員数	所 在 地	所有者
工芸品	銅懸仏 6面 附 懸仏鏡板 3面	同上	同上

1 絹本著色 武曾信濃守勝融像

(1) 所在地 あわら市瓜生17-20

(2) 所有者 宗教法人日源寺

(3) 員数 1幅

(4) 法量／時代 縦54.5cm、横31.7cm／室町時代

(5) 由来・特徴

白髪を蓄え剃髪した老人が、向かい合う亀を紋所にした赤茶色の大紋を着て、両手で数珠を握る様子を描く。上畠の側面には墨絵で水草が描かれており、この図を描いたものが水墨画にも巧みであったことがわかる。像主の武曾信濃守勝融は永禄7年（1564）2月27日に82歳で亡くなつており、画像の右端にもあとから記入したとみられる忌日がある。上部中央に題目があり、像の右肩には「武曾信□源〔 〕」、「〔 〕七十七歳」とある。左端には「七月日」「日□（花押）」とあって、題目を墨書した者の署名がある。像主が右を向いているのは生前の寿像であることを示しており、77歳の喜寿を記念して描かせたのであろう。

日源寺の武曾氏系図によると、武曾氏は朝倉貞景、孝景、義景の三代に仕える老臣の家系であった。日源寺は父祖の墓所であった禪応寺を、武曾勝融が日蓮宗に改めて菩提寺にしたものである。県下には、朝倉氏を除いて室町時代にさかのぼる武士の肖像画はまれであり、貴重である。



## 2 紺絹金泥種子両界曼荼羅図

(1) 所 在 地 越前市住吉町1-24

(2) 所 有 者 宗教法人帆山寺

(3) 員 数 2幅

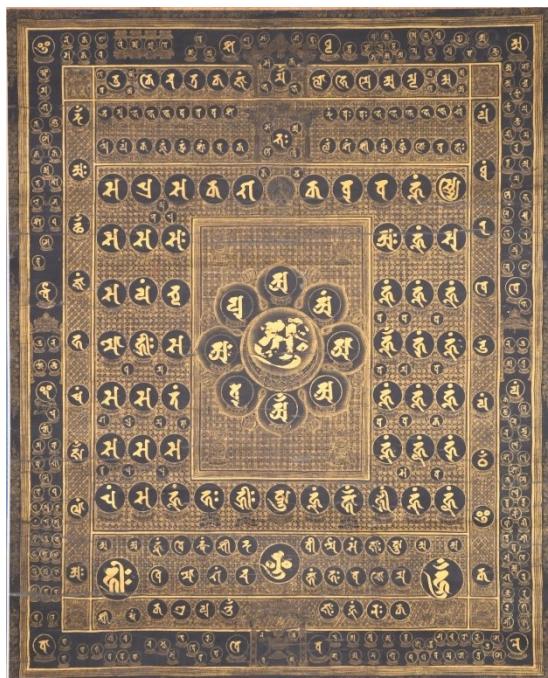
(4) 法量／時代 胎藏界 縦69.8cm、横56.2cm  
金剛界 縦69.3cm、横56.2cm／鎌倉時代

(5) 由来・特徴

種子両界曼荼羅は二種類があり、本図のように紺絹に金泥で書くものと、梵字のみを墨書して他の部分を彩色曼荼羅と同じようにするものとがある。後者の形式は、すでに中山寺の図を県の文化財にしており、本図は紺絹金泥書きの一作として新たに指定するものである。

本図に見る蓮台、花器、岩、華鬘、地文様の細緻さは、種子の書体ともども鎌倉時代の作であることを示しており、帆山寺が平安時代以来の皇室との縁があることを考えると、本寺である梨本門跡（大原三千院）から施入されたものと思われる。

本図を入れる箱の蓋表には「弘法大師御真筆 両界曼陀羅 二幅 観音山帆山寺」とあり、底には別筆で、「弘治貳丙辰年（1556）五月十九日 帆山寺仙林院什宝」と記されている。外題には「觀音山南 清滝山北 帆山寺一山武百八十箇院 根本宝藏誓岸院什物」と付記された、嘉永2年（1849）の修理銘がある。これらの墨書は、本図が後世に他所から入手されたものではなく、南北朝時代以来の争乱を経ながらも、代々当寺に守り伝えられてきたことを物語っている。中世にさかのぼる種子両界曼荼羅の作例は極めて少なく、貴重な作例である。



胎藏界曼荼羅



金剛界曼荼羅

### 3 木造 阿弥陀如来立像

- (1) 所在地 福井市今市町46-23  
(2) 所有者 宗教法人梅園寺  
(3) 品数 1軀  
(4) 法量／時代 像高 77.3cm / 鎌倉時代（13世紀）  
(5) 由来・特徴

ヒノキ材、一木割矧造、玉眼、漆箔。頭体の根幹部はヒノキの縦一材から彫成し、両耳の後ろを通る線で前後に割矧ぐ。内割りを施し、割首とする。これに袖部を含む左右体側部各一材を寄せる。左右の袖内側・左右前脇部・両足先は別材製。像底部には後補の別材を差し込む。表面仕上げは、鋳下地黒漆塗りに、着衣部に漆箔を、肉身部は金泥を施していたと考えられる。

左手は軽く臂を曲げて垂下し、右手は屈臂して、それぞれ掌を前方に向ける第一・二指を捻じる來迎印を結ぶ。

よく整った落ち着きのある美作で、安阿弥様とよばれる快慶の阿弥陀如来立像を踏襲している。右肩を覆う覆肩衣が、腹部で大衣にたくしこまれる形が快慶の初期作例と共通する。



## 4 常神社棟札類

(1) 所在地 三方上中郡若狭町鳥浜 122-12-1

(若狭三方縄文博物館)

(2) 所有者 常神区

(3) 員数 35枚

(4) 法量／時代 形態・法量は各々で異なる

／室町時代中期～昭和時代

(5) 由来・特徴

常神半島の先端、常神集落と神子集落の中間に鎮座する常神社に伝存した、室町時代中期から昭和時代にわたって作成された棟札などの木札である。当社は、式内社で古くは常神岬の西に所在する御神島おんかみじまにあったものが、現在地に遷座したと伝える。

棟札墨書には、一般的な棟札に記載される情報のほか、室町時代から安土桃山時代の棟札の記述には、社殿の造営費用の負担にあたって、村（浦）内外からの奉加のほか、村（浦）内部の儀礼の一貫として費用負担がなされてされていたことが分かる県内唯一の文字資料である。このほか、大網と呼ばれる村（浦）が共同で実施する漁業形態の得分おおあみ（利益）が造営費用に充てられていたことも判明し、漁業史を解明する資料としても貴重である。また、造営費用の奉加にあたっては、若狭国内近隣からの奉加者とくぶんのほか、越前国はもちろん遠くは津軽などからの奉加者がいたことを示す棟札もあり、交通史を研究する上でも重要な資料である。

なお、当社に残る木札は、多くが棟札であるが、なかには「護摩札」などと呼称するほうが相応しい木札も見られるため、名称は「常神社棟札類」とした。また、戦後の棟札も存在するが、一貫して保管され伝來したものであるため、一括して取り扱う。



文明二年都津宮大明神造営上葺棟札

寛正四年常神大菩薩御宝殿上葺棟札

(追加指定および名称変更)

どうかけぼとけ

**銅懸仏**

① 線刻觀音菩薩懸仏	1面	② 線刻女神懸仏	1面
③ 麗沙門天懸仏	1面	④ 如來懸仏	1面
⑤ 阿彌陀如來懸仏	1面	⑥ 懸仏	1面
附 懸仏鏡板 3面			

(1) 所在地 南条郡南越前町小倉谷 73-1

(2) 所有者 小倉谷区

(3) 員数 6面

(4) 法量 ①法量：径 14.7 cm ほか

(5) 時代 平安末～室町時代（12～15世紀）

(6) 由来・特徴

小倉谷白山神社に伝来するが、元は境内の薬師堂に伝わったとされる懸仏群である。このうち2面の線刻懸仏は、平成2年5月8日付けで「金銅線刻菩薩像御正体・金銅線刻男神像御正体」として県指定文化財に指定されたが（福井県指定第268号）、他の懸仏も加えて名称を変更し追加指定することが望ましい。

6面のうち①②は鏡面に尊像を線刻し、③④⑤は鏡板に打出し像を取り付ける。⑥鏡板に尊像などの意匠を鑿<sup>のみ</sup>で打出す。附指定の3面は、現状では尊像が失われている。①は県内に残る懸仏では最古のものであり、②～⑥とあわせて地域で代々伝わってきた信仰の様子がうかがえる貴重な作例である。



① 線刻觀音菩薩懸仏



② 線刻女神懸仏



③ 毘沙門天懸仏



④ 如來懸仏



⑤ 阿彌陀如來懸仏



⑥ 懸仏



附1 懸仏鏡板



附2 懸仏鏡板



附3 懸仏鏡板